

一般財団法人さいたま市都市整備公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人さいたま市都市整備公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地方公共団体において必要とされる都市施設等の整備及び交通安全への取り組みを補完するため、都市環境の整備等及び駐車対策の推進を図り、良好な市街地の形成及び道路交通の円滑化により、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方公共団体等が施行する都市環境の整備、改善及び都市機能の向上に関する事業
- (2) 自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置、管理運営に関する事業
- (3) 施設の管理運営に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 公益目的支出計画実施報告書については、主たる事務所に5年間、備え置くとともに、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処分制限)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 10 号及び第 11 号に準じて行う。
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 16 条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後、3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員1名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び常務理事をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名を法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。ただし、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令等で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(賠償責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第114条第1項の規定より、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。ただし、総評議員の10分の1以上の評議員が決議に対して異議を述べたときは、上記に基づく免除をしてはならない。

(責任限定契約)

第34条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事及び外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条において準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(権限)

第37条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が議長となる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、佐藤 英、常務理事は、鶴田 修とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金 額
預金・有価証券	30,000,000円